

**行政不服審査法第43条第1項第5号の規定により
東京都行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について**

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定により東京都行政不服審査会への諮問を要しない審査請求は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 地方税法（昭和25年法律第226号）第432条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とした審査請求（他の理由による不服を含む場合を除く。）

- 二 次に掲げる更正、決定又は賦課決定についての審査請求であって、当該更正、決定又は賦課決定に係る法人税額、所得税若しくは法人税の課税標準又は消費税額について審査請求がされているもの。
 - ア 法人税の課税に基づいて課する都民税の法人税割（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する都民税の法人税割を含む。）に係る更正又は決定
 - イ 法人税の課税標準を基準として課する事業税の所得割に係る更正又は決定
 - ウ 所得税の課税標準を基準として課する事業税に係る賦課決定（地方税法第72条の54第1項の規定による課税標準とすべき所得の総額の決定を含む。）
 - エ 消費税の課税に基づいて課する地方消費税に係る更正、決定又は賦課決定

（固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出）

第四百三十二条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格（第三百八十九条第一項、第四百十七條第二項又は第七百四十三條第一項若しくは第二項の規定によつて道府県知事又は総務大臣が決定し、又は修正し市町村長に通知したものを除く。）について不服がある場合においては、第四百十一条第二項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで若しくは第四百十九條第三項の規定による公示の日から同日後三月を経過する日（第四百二十條の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日）までの間において、又は第四百十七條第一項の通知を受けた日から三月以内に、文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。ただし、当該固定資産のうち第四百十一条第三項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第三百四十九條第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。

2 （略）

3 固定資産税の賦課についての審査請求においては、第一項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない。

（二以上の道府県において個人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得）

第七十二条の五十四 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に課する事業税の課税標準とすべき所得の総額は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が決定しなければならない。

2から8まで （略）